

重要事項説明書

第1条

【事業の目的】

エミエル株式会社が開設するエミエル訪問看護ステーション(以下「事業者」)が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業(以下「事業」)は、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第2条

【運営方針】

- (1) 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

第3条

【事業者の概要】

事業者名	エミエル株式会社 エミエル訪問看護ステーション
所在地(訪問看護ステーション)	福岡県直方市下新入 2965-1 サンパワーマンションⅢ301
サービスの種類	訪問看護・予防訪問看護
介護保険事業者番号	4065490221
管理者	寺田 宏子
連絡先	TEL 0949-52-6858 FAX 0949-52-7785
サービス提供地域	直方市、中間市、鞍手町、小竹町、八幡西区(星ヶ丘、野面、金剛、楠橋、木屋瀬)、宮若市(龍徳、本城、鶴田、長井鶴、上大隈、芹田、宮田、原田、福丸、磯光、竹原、金丸)、田川郡(福智町、香春町)

第4条

【事業者の職員体制】

事業者	役職名	職種	人数
エミエル訪問看護ステーション	管理者	看護師	1名
	職員	看護師	2名
		准看護師	必要数
		看護補助者	必要数
		理学療法士等	必要数
		事務職員	必要数

(2)勤務時間は、月～金 9:00～18:00

(3)24 時間連絡相談体制とし看護師等が交代で担当する(加算算定体制有の場合)

(4) 各従業員の業務内容

1. 管理者: 事業所の従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
2. 看護師: 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
3. 事務員: 必要な事務を行う。
4. 看護補助者: 療養生活上の世話、環境整備、整理整頓を行う。
5. 理学療法士等、作業療法士、言語聴覚士: リハビリテーションの計画、実施を行う。

第 5 条

【営業日及び営業時間】

- (1) 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。ただし、利用者の状態により必要と判断する場合や居宅介護支援事業所との協議に基づいて計画された場合は、営業日時外においても臨時で電話や計画外の訪問による対応を行う場合がある。
- (2) 営 業 日: 月曜日から金曜日 (祝日を含む)
非営業日: 土曜日・日曜日、12月31日から1月3日
- (3) 営業時間: 月曜日～金曜日 9:00～18:00
- (4) 訪問看護サービス提供対応日: 前第 5 条及び第 1・2 項の通り。
- (5) 訪問看護サービス提供対応時間: 前第 5 条及び第 1・3 項の通り。
- (6) 電話等により、24 時間 365 日常時連絡等が可能な体制とする。

第 6 条

【訪問看護サービスの内容】

- (1) 日常生活の介護
健康状態の観察、疾病の予防・悪化防止の支援、栄養・食事摂取のケア、排泄・清潔のケア) 病状・障害の観察及び管理、療養環境の整備・療養生活助言、寝たきり・床ずれ防止・コミュニケーション支援
- (2) 医療的処置・管理
チューブ類の管理、服薬管理、床ずれ・創傷の処置・予防、医療機器の管理、その他医師の指示による処置・管理等
- (3) リハビリテーション
日常生活動作の訓練、関節拘縮の予防・訓練、機能訓練・指導、外出への工夫
- (4) 精神疾患や認知症の看護・心理的処置
認知症・精神科疾患のある人の看護、生活リズムの調整方法、事故防止のアドバイス、服薬管理、社会参加への相談
- (5) エンドオブライフケア
緩和ケア・看取り、本人の意思の尊重 (人生会議の開催など)、精神的支援、療養環境の整備など
- (6) 家族等介護者の支援
日常の健康相談、不安やストレス、看護・介護方法に関する相談、家族等介護者の教養に関する相談
介護用品の相談の指導
- (7) その他医師の指示による医療処置
- (8) 保健・医療・福祉に関する相談支援、関係機関との連携調整

第 7 条

【利用者負担金】

(1)介護保険

1. 介護保険法による費用の額の算定基準により算出され、定期的に改定される。
2. 利用者負担金は、「利用者負担金説明書(介護保険)」《別紙 1》の通りで、改定が行われた場合は改定内容の説明と通知を利用者に対して行い、改定後の別紙のみ追加して交付する。

(2)医療保険

1. 健康保険法による費用の額の算定基準により算出され、定期的に改定される。
2. 利用者負担金は「利用者負担金説明書(医療保険)」《別紙 2》《別紙 3》《別紙 3—1》の通りで、改定が行われた場合は改定内容の説明と通知を利用者に対して行い、改定後の別紙のみ追加して交付する。

(3) その他の費用

1. 利用者の希望による保険適用外の訪問看護、また、医療保険における利用者の希望による営業日以外の 訪問看護(但し医師による特別な指示が有る場合は除く)については各保険項目に準じた報酬の 10 割負担 (税別)とする。
2. 死後の処置料 (死亡診断後の訪問看護、ご遺体のお世話、必要物品費)は20,000 円(税別)とする。
3. サービス提供地域内の交通費は不要とする。それ以外の地域については実施地域を越えた地点から片道 1km に つき165円 (税別)とする。
4. 希望による有料道路使用の場合は実費負担とする。
5. 利用予定日の中止を希望する場合は、利用日の前日までに事業所に連絡することとする。利用者の状態変化や 介護者の予定変更などのやむを得ない事情を除き、正当な理由がなく、かつ、自己都合により利用日当日までに連 絡が無かった場合、自己負担分を徴収 (介護保険及び保険適用外利用者のみ)する。
6. 訪問看護の利用に際しては、医師による訪問看護指示書の交付に伴い、医療機関から利用者に対して診 療報酬 における訪問看護指示料(医療保険)が請求される。
7. 領収書の再発行等の文書発行料として、1 通につき300 円 (税別)を徴収する。
8. その他希望する物品 (栄養補助食品やおむつ等)を購入する場合は実費を徴収する。
9. 利用者負担金は、利用者及びその代理人利用者及びその代理人(家族)が連帯して事業者利用月の翌月 25 日までに支払うものとする。支払方法は、口座振替(郵便局以外)とする。口座振替が難しい場合は、銀行振込み、 現金払いとする。

第 8 条

【緊急時の対応】

- (1)訪問看護サービス中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は必要に応じて臨時応急の手当て を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める等の措置を行う。
- (2)看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告する。

第 9 条

【秘密保持】

- (1)看護師及びその他の従業員は、業務上知り得た利用者や代理人(家族)等の秘密を保持する。また、従業員でなくな った後においても、秘密を保持することを義務とし、この旨を従業員との雇用契約内容としている。
- (2)訪問看護サービスを提供する上で、主治医や居宅介護支援専門員、他の居宅サービス事業者等に情報を提供する 必要がある場合は、利用者等より事前に文書による同意を得た上で情報を提供する。

第10条

【個人情報の使用同意と保護規定】

- (1) 事業者は、利用者の個人情報はサービス担当者会議や他事業者との連絡調整等、主治医の治療方針や訪問看護計画に沿って円滑にサービスを提供するため、電話・郵送・FAX・メール・写真や動画などの手段を用いて下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払うものとする。
- (2) 個人情報についての相談や要望については、窓口担当者にて随時受け付ける。
- (3) 個人情報について《別紙5》ご利用者の個人情報の保護に関する同意書に同意の有無を記載する。
- (4) 情報提供に同意し難い場合
 1. 情報提供に同意し難い事項が有る場合にはその旨を申し出ることとする。
 2. 申し出のないものについては、同意したものとして取り扱うこととする。
 3. これらの申し出は、後から、いつでも、撤回、変更をすることができる。

第11条

【サービス提供の記録等】

- (1) 事業者は、サービスを提供した際は、訪問看護サービス提供記録書に提供したサービス内容等の必要事項を記入して記録する。
- (2) 事業者は、訪問看護に関する訪問看護記録・訪問看護計画書・訪問看護報告書を作成し、サービス提供に係る保険給付支払いの日から5年間は適正に保管する。
- (3) 事業者は、利用者に関する第2項の訪問看護記録・訪問看護計画書・訪問看護報告書を利用者の求めがあれば、エミエル株式会社の規定に従い診療録等の閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付する。

第12条

【事故発生時の対応】

- (1) 訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、迅速適切に応急処置を行い、被害を最小限にとどめるように努める。また、主治医、家族、居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行う等、誠意をもって対応する。
- (2) 事故の状況について詳細に調査した上、利用者及び家族に説明をし、その後の対応について話し合いを行う。当事業所の責めに帰すべき事由による事故の場合は、加入保険「日本訪問看護財団：あんしん総合保険」《別紙4》により損害を賠償する。
- (3) 事故対策委員会を設置し、事故が発生した原因を分析し、再発を防ぐ対策を講じる。その結果を職員へ通達し、周知徹底を図る。

第13条

【感染症蔓延及び災害発生時の対応】

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性がある。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行う。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります、感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて必要な訪問を行う。

第14条

【サービスに関する苦情時の対応】

(1) 苦情・相談に対応する窓口として担当者を置き、迅速かつ円滑に苦情処理を行うための処理体制を整え、必要時には検討会議、苦情対策委員会を開催し、苦情処理ならびに再発防止のための具体的対策の検討と、その結果を職員へ通達し、周知徹底を図る。

(2) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

当事業所相談窓口	電話番号 0949-52-6858 FAX番号 0949-52-7785 担当者 寺田 宏子 対応時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00(緊急連絡体制あり)
----------	--

(3) 公的機関における介護保険に関する相談・苦情等の窓口

各区役所の担当課	住所	TEL
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	福岡市博多区吉塚本町13番47号	092-642-7859
直方市保険課介護サービス係	直方殿町7-1	0949-25-2390
中間市地域包括支援センター (高齢者支援係)	福岡県中間市中間1丁目1-1	093-245-7716 093-246-6278
八幡西区役所高齢者・障害者相談コーナー	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号(八幡西区役所内)	093-645-4800
福岡県介護保険広域連合鞍手支部	福岡県宮若市宮田68-5	0949-34-5046
福岡県介護保険広域連合田川・桂川支部	福岡県田川市新町18-7	0947-49-1093

第15条

【高齢者への不適切な対応防止】

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員がご利用者などの権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

第16条

【利用に際しての留意事項】

保険証や医療受給者証等は定期的に確認することとし、これらの証書類の内容に変更があった場合は事業所に知らせるものとする。

【法人概要】

名 称 エミエル株式会社
代表者名 代表取締役 寺田 宏子
所在地 〒822-0001 福岡県直方市大字感田3113番地7
電 話 0949-52-6858